

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区備後町2-4-6 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## メタボ検診と医療費控除

**Q** : 今年からメタボ検診を受けようと思いますが、この場合の検診料はどのような取扱いになりますか？

**A** : 一定の要件に該当する場合には、医療費控除の対象とすることができます。

### 【解説】

今年の4月から、40歳から74歳までの保険加入者に対して特定健康診査及び特定保健指導、いわゆるメタボ検査が導入されました。この費用に係る取扱いは、次のとおりです。

- ① 医療費控除を受けられる者  
特定保健指導を受けた者のうち、日本高血圧学会(血圧測定)、日本動脈硬化学会(血中脂質検査)又は日本糖尿病学会(血糖検査)の診断基準を満たす者
- ② 医療費控除の対象となる自己負担額  
①の対象者が特定保健指導を受けた場合の自己負担額は、医療費控除の対象となる医療費に該当します。また、特定健康診査のための費用は医療費に該当しませんが、その結果が上記の高血圧症・糖尿病等と同等の状態と診断され、かつ、引き続き特定健診を行った医師の指示に基づき特定保健指導が行われた場合には、その特定健診のために要した費用は医療費控除の対象となる医療費に該当することとされています。  
なお、食生活の改善指導のための食品の購入費用は、医療費控除の対象とはならないこととされています。

